

9. 騒音・振動

(1) 環境基準等

ア. 騒音に係る環境基準

(平成10年 9月30日 環告64)
(改正 平成12年 3月28日 環告20)
(改正 平成17年 5月26日 環告45)
(改正 平成24年 3月30日 環告54)

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 類 型	基 準 値	
	昼 間 (午前6時 ～ 午後10時)	夜 間 (午後10時 ～ 午前6時)
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A 及 び B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※：1. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という）についてはその環境基準は上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼間 (午前6時 ～ 午後10時)	夜間 (午後10時 ～ 午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間においては、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間 (午前6時 ～ 午後10時)	夜 間 (午後10時 ～ 午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内に浸透する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

達成期間 1. 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるように努める。

2. 既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるように努める。ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を

超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。

3. 道路に面する地域以外が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては、上記にかかわらず、当該道路の供用後直ちに達成され、又は維持されるように努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては、2を準用する。

イ. 騒音規制法に基づく特定工場等の規制基準

区 域 \ 時 間	昼 間 (午前8時～午後7時)	朝 (午前6時～8時) 夕 (午後7時～10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
第 1 種	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第 2 種	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第 3 種	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第 4 種	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

※：第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

第2種区域：第1種住居地域、第2種住居地域及び第1特別地域並びに市街化調整区域のうち指定された場所

第3種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（ただし、第1特別地域を除く。）並びに市街化調整区域のうち指定された場所

第4種区域：工業地域及び工業専用地域

第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50m以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値を基準値とする。

ウ. 振動規制法に基づく特定工場等の規制基準

区域 \ 時間	昼 間 (午前8時～午後7時)	夜 間 (午後7時～午前8時)
第 1 種	60デシベル以下	55デシベル以下
第 2 種	65デシベル以下	60デシベル以下

※：第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域並びに市街化調整区域のうち指定された場所

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち指定された場所並びに市街化調整区域のうち指定された場所

第1種区域及び第2種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50m以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値を基準値とする。

エ. 市原市生活環境保全条例に基づく騒音の規制基準

時間 区域	昼 間 (午前8時～午後7時)	朝 (午前6時～8時) 夕 (午後7時～10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
工業地域	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下
その他の地域 (工業専用地域は除く。)	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下

オ. 市原市生活環境保全条例に基づく振動の規制基準

時間 区域	昼 間 (午前8時～午後7時)	夜 間 (午後7時～午前8時)
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60デシベル以下	55デシベル以下
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65デシベル以下	60デシベル以下
その他の地域 (工業専用地域は除く。)	60デシベル以下	55デシベル以下

カ. 騒音規制法および市生活環境保全条例に基づく特定建設作業の規制基準

法令の区分	市原市生活環境保全条例に基づく特定建設作業									
	騒音規制法に基づく特定建設作業									
作業の種類 規制種別	くい打機・ くい抜機・ くい打くい 抜機	びよう 打機・ インパ クトレ ンチ	さく岩機	空気圧 縮機	コンクリ ートプラ ント・ アスファ ルトプラ ント	ブルドーザ ー・バックホ ー・トラクタ ー・ショベル ・その他の整 地機械等	鋼球 破壊	舗装板 破砕機	ブレー カー	振動 ローラー
基準値	85デシベル									
作業時刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと（午後10時～午前6時の時間内でないこと）									
1日における作業時間	10時間／日を超えないこと（14時間／日を超えないこと）									
作業期間	連続 6日を超えないこと									
作業日	日曜日その他の休日でないこと									

※：1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2. 指定地域等

(1) 騒音規制法 「イ. 騒音規制法に基づく特定工場等の規制基準」の表に掲げる区域

(2) 市生活環境保全条例 ① 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、商業地域及び準工業地域

② 前号に規定する区域以外の区域であって、学校、病院等の敷地の周囲80m以内の区域

3. () 内の内容については、騒音規制法に基づく特定建設作業であって、第4種区域のうち、学校、病院等の周囲80m以内の区域を除く区域について適用します。

4. 騒音規制法に基づく特定建設作業における作業の種類について、「インパクトレンチ」および「その他の整地機械等」は除きます。

キ. 振動規制法および市生活環境保全条例に基づく特定建設作業の規制基準

法令の区分	市原市生活環境保全条例に基づく特定建設作業						
	振動規制法に基づく特定建設作業						
作業の種類 規制種別	くい打機・ くい抜機・ くい打くい 抜機	鋼球破壊	舗装板 破砕機	ブレーカー	空気圧縮機	ブルドーザ ー・バックホ ー・トラクタ ー・ショベル ・その他の整 地機械等	振動 ローラー
基準値	75デシベル						
作業時刻	午後7時～午前7時の時間内でないこと（午後10時～午前6時の時間内でないこと）						
1日における作業時間	10時間／日を超えないこと（14時間／日を超えないこと）						
作業期間	連続 6日を超えないこと						
作業日	日曜日その他の休日でないこと						

※：1. 基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

2. 指定地域等

(1) 振動規制法 「ウ. 振動規制法に基づく特定工場等の規制基準」の表に掲げる区域

(2) 市生活環境保全条例 ① 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、商業地域及び準工業地域

② 前号に規定する区域以外の区域であって、学校、病院等の敷地の周囲80m以内の区域

3. () 内の内容については、振動規制法に基づく特定建設作業であって、工業地域の指定された場所のうち、学校、病院等の周囲80m以内の区域を除く区域について適用します。

ク. 騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

	時間 区域	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
1	a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

※：1. 各区域の区分は次のとおりです。

a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域及び第1特別地域並びに市街化調整区域のうち指定された場所

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第1特別地域を除く。）、工業地域及び工業専用地域並びに市街化調整区域のうち指定された場所

2. 平成12年3月2日付け総理府令第15号により自動車騒音に係る要請限度の改正が行われた。

ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間においては、上表にかかわらず、次表の要請限度の特例が適用される。

昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
75デシベル	70デシベル

※：1. 幹線交通を担う道路とは道路法第3条に規定される高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

2. 近接する空間とは2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地境界から20mの範囲をいう。

ケ. 道路交通振動の要請限度

時間 区域	昼 間 (午前8時～午後7時)	夜 間 (午後7時～午前8時)
第 1 種	65デシベル	60デシベル
第 2 種	70デシベル	65デシベル

※：各区域の区分は次のとおりです。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び第2種住居地域並びに市街化調整区域のうち指定された場所

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち指定された場所並びに市街化調整区域のうち指定された場所

(2) 苦情件数・届出受理件数

ア 騒音および振動に関する苦情件数

(ア) 騒音発生原因別苦情件数

発生原因 \ 年度			R1	2	3	4	5
事業所			23	25	24	28	41
	臨海部工場		3	0	1	1	5
	内陸部事業場		20	25	23	27	36
近 隣			14	10	8	8	11
	商業宣伝活動など		1	0	1	0	0
	カラオケ		3	3	0	0	0
	そ の 他		10	7	7	8	11
建設作業			8	8	8	15	14
	特定建設作業		5	4	4	4	7
	そ の 他		3	4	4	11	8
交通			2	0	0	1	3
	自動車		1	0	0	1	1
	航空機		1	0	0	0	2
合 計			47	43	40	52	70

(イ) 振動発生原因別苦情件数

発生原因 \ 年度		R1	2	3	4	5
工場・事業場		1	1	3	4	3
建設作業		3	3	0	2	5
道路交通		0	0	0	1	2
そ の 他		0	1	0	0	0
合 計		4	5	3	7	10

イ. 法・条例に基づく特定施設関係届出受理件数（令和5年度）

届出の種類 \ 法・条例	騒音規制法	振動規制法	市生活環境保全条例（騒音・振動）
	工場数	工場数	工場数
設置（使用）	0	0	2
数・構造等の変更	2	0	1
使用廃止・全廃止	1	0	0

ウ. 特定建設作業実施届出の受理件数（令和5年度）

特定建設作業	騒音規制法	振動規制法	市条例
くい打ち機	1	0	0
鉋打機（インパクトレンチ）	0		0
さく岩機	143		1
空気圧縮機	10		2
コンクリートプラント アスファルトプラント	0		0
鋼球を使用して建築物その他の工作物 を破壊する作業		0	0
舗装版破碎機		1	0
ブレーカー（手持式のものを除く）		116	2
ブルドーザー、トラクターショベル、 バックホー	1		479
振動ローラー			106
届出の受理件数	151	117	485

※：上記届出は、1届出中に複数の機械が提出されることがあります。

(3) 環境騒音調査結果表

No.	区域名	用途地域	地域 類型	調査地点	調査結果 (昼/夜)			基準 値 昼/夜
					R3 年度	4 年度	5 年度	
1	五井	第一種住居地域	B	五井	47/43			55/45
2	五井東	第一種住居地域	B	五井東1丁目	45/43			55/45
3	松ヶ島西	準工業地域	C	松ヶ島西1丁目	50/49			60/50
4	北国分寺台	第一種低層住居専用地域	A	北国分寺台3丁目	45/43			55/45
5	八幡	近隣商業地域	C	八幡	51/45			60/50
6	八幡	第一種住居地域	B	八幡	49/47			55/45
7	八幡石塚	第二種住居地域	B	八幡石塚2丁目	47/44			55/45
8	辰巳台西	第一種中高層住居専用地域	A	辰巳台西4丁目	45/39			55/45
9	潤井戸	第一種低層住居専用地域	A	うるいど南4丁目	41/37			55/45
10	ちはら台	第一種中高層住居専用地域	A	ちはら台東2丁目	44/37			55/45
11	千種	第一種低層住居専用地域	A	千種3丁目	44/39			55/45
12	姉崎海岸	準工業地域	C	姉崎海岸	51/50			60/50
13	姉崎	第一種低層住居専用地域	A	姉崎	43/41			55/45
14	桜台	第一種低層住居専用地域	A	桜台3丁目	43/39			55/45
15	光風台	第一種低層住居専用地域	A	光風台4丁目	45/42			55/45
16	菊間	無指定	-	菊間	53/48			-
17	岩崎	準工業地域	C	岩崎2丁目		53/46		60/50
18	出津	第一種住居地域	B	五井		50/41		55/45
19	五井	第一種住居地域	B	五井		51/45		55/45
20	更級	第二種住居地域	B	更級5丁目		50/44		55/45
21	南国分寺台	第一種低層住居専用地域	A	南国分寺台2丁目		47/42		55/45
22	八幡	第二種住居地域	B	八幡		51/50		55/45
23	八幡	第一種住居地域	B	八幡		47/42		55/45
24	若宮	第一種低層住居専用地域	A	若宮3丁目		49/44		55/45
25	潤井戸	工業地域	C	潤井戸		49/45		60/50
26	ちはら台	第一種中高層住居専用地域	A	ちはら台南5丁目		43/33		55/45
27	姉崎海岸	準工業地域	C	姉崎海岸		54/49		60/50
28	青柳	第一種低層住居専用地域	A	青柳		47/41		55/45
29	椎津	第二種住居地域	B	椎津		49/45		55/45
30	泉台	第一種低層住居専用地域	A	泉台3丁目		42/38		55/45
31	牛久	第一種低層住居専用地域	A	牛久		46/39		55/45
32	高倉	無指定	-	高倉		41/35		-
33	五井金杉	準工業地域	C	五井金杉2丁目			52/51	60/50
34	五井西	第一種低層住居専用地域	A	五井西3丁目			49/44	55/45
35	五井	近隣商業地域	C	五井中央西2丁目			51/49	60/50
36	君塚	第一種低層住居専用地域	A	君塚3丁目			47/44	55/45
37	国分寺台中央	第一種低層住居専用地域	A	国分寺台中央3丁目			44/36	55/45
38	八幡北町	第一種住居地域	B	八幡			46/47	55/45
39	八幡	第一種低層住居専用地域	A	八幡			45/44	55/45
40	辰巳台東	第一種中高層住居専用地域	A	辰巳台東4丁目			45/46	55/45
41	ちはら台	第一種中高層住居専用地域	A	ちはら台南2丁目			46/40	55/45
42	瀬又	第一種低層住居専用地域	A	瀬又			47/40	55/45
43	青柳	準工業地域	C	青柳3丁目			45/47	60/50
44	姉崎	第一種低層住居専用地域	A	姉崎			42/40	55/45
45	青葉台	第一種中高層住居専用地域	A	青葉台1丁目			44/36	55/45
46	有秋台	第一種中高層住居専用地域	A	有秋台西2丁目			43/38	55/45
47	馬立	第一種住居地域	B	馬立			44/40	55/45
48	加茂	無指定	-	平野			44/37	-